

北海道告示第10399号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

その関係図書は、北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、閲覧に供する。

令和5年3月16日

北海道知事 鈴木 直 道

- 1 しゅん功認可の年月日 令和5年3月16日
- 2 しゅん功認可を受けた者
  - (1) 氏名又は名称 北海道
  - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
  - (3) 代表者の氏名 北海道知事 鈴木 直道
- 3 埋立区域
  - (1) 位 置 礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ585番1地先の埋立地
  - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面 積 631.06㎡
- 4 免許の年月日及び番号 令和3年（2021年）6月25日付け建維管防第561号指令
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 礼文町